

## 【介護保険住宅改修・福祉用具購入にかかる草津市の考え方 Q&A】

Q 入院中や退院直後の住宅改修の申請について気を付けた方が良いことはありますか？

A 本人の動作が大きく変わる場合や、本人の使い勝手の良い配置等が実際に生活されていくなかで明らかになっていく場合があります。このことから、福祉用具の貸与等可動式、着脱式のもので対応し、状態が安定してから、住宅改修で手すりの位置や高さを固定するなど、状況に応じて対応するように心がけてください。

Q 家族施工とはどのような場合なのでしょう？

A 同世帯の同居家族が施工する場合及び同居家族が代表取締役の法人等が施工する場合は家族施工とし、材料の購入費のみを支給対象としています。

※同居していても別世帯の場合、また別居の家族については家族施工となりません。

参考：平成12年介護報酬Q&A Vol1.2 『住宅改修』家族が行う住宅改修について  
回答『被保険者が自ら住宅改修の為に材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とすることとされており、この場合も一般的には材料の購入費のみが支給対象となり工賃は支給対象外とすることが適当である。

Q タイルなどの既存の浴室を取り壊しユニットバスにする場合、介護保険の対象となる項目は何ですか？

A ユニットバスに変更の場合、①床（段差解消or床材の変更）・②浴槽（段差解消）・③建具（引き戸等への扉の変更）・④手すりの取り付け・⑤対象範囲の付帯工事が対象になりますので、面積等で適切に按分して計上してください。按分ができない場合は、全額自己負担となります。

- ・解体費・撤去費・給排水設備工事費などの付帯工事は①から④の対象範囲部分のみを面積等で按分してください。
- ・一部（洗面所等）の壁を取り壊し、間仕切壁を移設しないとユニットバスが入らない場合、間仕切壁の復旧工事は付帯工事として対象となります。
- ・申請の際に①～④の工事の必要理由を記載してください。

Q 便器の自動開閉フタの部分については対象となりますか？

A 対象の項目には該当しません。

Q 洋式トイレのコンセント新設は対象となりますか？

A コンセント新設については対象外となります。

Q 居室やトイレ、浴室の増改築は住宅改修等の対象工事となりますか？

A ・ユニットバスのサイズが従前の浴室では収まらず、従前の浴室位置を含む部分で浴室を拡張する場合は、段差解消のためにユニットバスを設置する工事の付帯となるため、対象となります。(ただし、従前の家屋の総面積が増加する場合は資産価値の増加であり、増築と判断するため対象に含まれません。)

・従前の位置を含まない場所へ移設(家屋内)した場合は、間取りの変更となるため対象となりません。

Q 住宅改修等の付帯工事としてはどのようなものが対象となりますか？

A 例えば、手すりの取り付けのための、壁の下地補強やペーパーホルダーの移設(新設は含まず。)スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置、扉の取り換えに伴う壁または柱の改修、敷居段差を撤去した後の扉の下部付け足し、便器の取り換えに伴う給排水設備工事(水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く)等があります。

その他にも対象となる項目(HPに別紙掲載)がありますのでご確認ください。

Q 手摺り取り付けの際に下地補強が必要な場合、介護保険の対象になりますか？

A 壁への下地補強(クロスを剥がして下地を入れる場合も含む)については付帯工事として下記の範囲が対象となります。

①壁への下地補強：手すり(上下左右の各端)からプラス5cmの範囲

②クロス：①の下地補強の範囲からさらにプラス5cmの範囲

Q 段差解消や通路面の変更で給付・補助の対象となる幅は決まっていますか？

A 原則、独歩・歩行器・自走および介助用車椅子の場合は1,000mm、介助者が側方に付き添う場合は1,500mm、を対象としています。しかしながら、個々の住宅の状況に応じて可能な工事内容等が異なるため、事例によって異なる場合があります。

Q 住宅改修の経費として認められないものはありますか？

A 申請にかかる書類の作成費や写真代、交通費、床下断熱材など、直接改修工事に関係しない経費は対象として認められません。

他にも対象とならない諸経費や項目が（HPに別紙掲載）ありますので、見積内容の確認をして修正していただくことがありますので、ご協力をお願いします。

Q 玄関と勝手口の両方を住宅改修することはできますか？

A 屋内外の出入りの動線は、原則いずれか1箇所の動線のみ支給対象としていますので、玄関を出てから勝手口のほうへ回ることができるなどの場合は、必要性のある動線のどちらか一方を対象とします。ただし玄関・勝手口間の通路が壁などで閉鎖されていて回ることができない・洗濯物干し・ゴミ箱処理・別当トイレへ行くなどの場合下記の**「確認させていただく項目」**を確認させていただき、どちらも支給対象となる可能性があります。

その際、対象となる屋外の動線確認ができる写真を撮影いただき、場合によっては現地に行かせていただくことがありますのでよろしくお願いします。

Q 階段に手すりを取り付ける際考慮する点がありますか？

A 階段の手すり取付けについては支給対象となっておりますが、下記の**「確認させていただく項目」**を確認させていただきます。また、寝室・洗濯物干し・衣類を取りに行くなどの理由の場合、1階でできないかなど環境調整も合わせてご検討ください。

**「確認させていただく項目」**

- ・使用する頻度
- ・安全性（医療職などの専門家の意見を踏まえたもの）
- ・必要である理由が日常生活に必要不可欠なものであるか（趣味は対象外）

Q 償還払い・受領委任払いの違いは何ですか？

A 住宅改修や福祉用具の購入の支給方法で、償還払いと受領委任払いのどちらの支給方法かをお選びいただけます。

<償還払いとは>

利用者が事業者に費用の全額を支払い、市に申請後、9割分（1割負担の場合）を利用者

の口座に振込む方法です。

＜受領委任払いとは＞

利用者が事業者で費用の1割分（1割負担の場合）支払い、市に申請後、9割を事業者の口座に振込む方法です。

※償還払いに比べ受領委任のほうが事業者への入金が遅くなりますのでご注意ください。  
（工事完了後の支給申請受付日の翌月20前後のお支払いになります。）

Q 住宅改修で洗浄機能付きの便器に取り替えは可能ですか？

A 洗浄便座一体型の商品で、洗浄便座部分と便器部分にわけることができない場合支給の対象となります。ただし申請の際に商品のわかるカタログのコピーを添付してください。

Q 福祉用具購入の際、洗浄機能付き補高便座は支給の対象になりますか？

A 原則対象とはなりません。既設の洗浄便座と便器の間に取り付けることのできるタイプの補高便座がございますのでそちらをご検討ください。